

日本地方自治研究学会賞の候補推薦案内

学会賞審査委員会
委員長 初谷 勇

日本地方自治研究学会賞は、地方分権の進展とともにますます重要となる地方自治について、理論と実際の両面にわたり寄与すべく、会員の優れた研究業績を顕彰することを目的にしています。研究業績は、論文部門と著作部門の2つの部門のなかから学会賞に値するもの若干を選考しますが、そのための審査は会員5名から構成される日本地方自治研究学会賞審査委員会が細則により厳正に実施します。

今年度は、2025年9月27（土）に流通経済大学で開催される会員総会において学会賞審査結果の公表を行うため、特に著作部門については、学会賞審査細則に従い、下記の要領で推薦又は自薦の手続をしてください。

記

提出期限：2025年6月27日（火）【消印有効】

提出先：学会事務局

〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目北2-6 大和南森町ビル
(株)清文社内 日本地方自治研究学会
TEL (06) 6135-4064 FAX (06) 6135-4060
E-mail tihoujichi@skattsei.co.jp

【参 考】 学会賞規程（2020年9月26日改正）【抜粋】 （審査基準）

第4条 学会賞は、次の各号に掲げる基準により、特に優れた研究業績に授与する。

- (1) 新規性：先行研究にはない、著者独自の考えに基づくものであること。
- (2) 有用性：学問及び地方自治の発展に貢献するものであること。
- (3) 正確性：内容に誤りがなく、かつ適切に表現されていること。
- (4) 完成度：研究目的を十分に達成していること。

【参 考】 学会賞審査細則（2020年9月26日改正）【抜粋】 （審査対象）

第1条 論文部門の審査対象は、会員総会前に発行された直近2号の学会誌に掲載された査読付研究論文及び同時期に発行された学会編集の論文集に掲載された研究論文とする。

2 著作部門の審査対象は、ISBN（国際標準図書番号）又はISSN（国際標準逐次刊行物番号）が付されたものであり、かつ会員総会の前年の1月1日以降に発表されたものとする。

（候補者の選考）

第2条 論文部門の候補者は、審査対象期間の学会誌に掲載された研究論文の著者とする。

2 著作部門の候補者は、自薦、他薦を問わず、会員の推薦による。推薦にあたり、推薦する著作の書名、著者名、著者の所属、出版社名、出版年月日、著作の概要、学会賞に値する理由を記した推薦書（A4用紙1枚程度）を、著作5部を添えて、会員総会の3か月前までに審査委員長に提出する。なお、共著については、共著者は3名以内とし、本会の会員が過半数を占める場合に限る。

3 候補者は、受賞予定時において2年以上本会の会員でなければならない。